

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七五)

(告 示)

- 旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件
(文部科学九八、九九)
- 有形文化財を重要有形文化財に指定する件(同一〇〇、一〇六)
- 重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件
(同一〇七、一一〇)
- 重要文化財の員数を改める件
(同一一一、一一三)
- 有形文化財を登録有形文化財に登録する件(同一一四、一一五)
- 旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件
(文化庁四一)
- 労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働二〇一)

○都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件(同一〇二)

(官庁報告)

官庁事項

平成二十二年年度第四・四半期予算使用の状況(内閣)

平成二十二年年度第四・四半期国庫の状況(同)

(公 告)

諸事項

官庁
外国監査法人等関係
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式住宅部分等製造者の認証、企業年金基金解散・清算人就任関係
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

省 令

○厚生労働省令第七十五号
雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第十五条に基づき、雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年六月二十七日
厚生労働大臣 細川 律夫

雇用対策法施行規則の一部改正
(雇用対策法施行規則の一部改正)
第一条 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
附則第七条の次に次の一条を加える。

第八条 職業安定機関は、平成二十三年八月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画(以下この条において「雇用促進計画」という。)を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に關する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。

2 職業安定機関は、前項の雇用促進計画に係る援助を行う場合には、次に掲げる事項を考慮して、これを行わなければならない。
一 雇用促進計画の始期における個人又は法人に雇用されている労働者の数
二 雇用促進計画における労働者の雇入れの数、時期等に係る目標
三 雇用促進計画の終期における個人又は法人に雇用されている労働者の数
四 雇用促進計画の期間の初日から起算して一年前の日から当該雇用促進計画の期間の末日までの間における個人又は法人の都合による労働者の解雇(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能になつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により行つたものを除く。)の有無

五 前各号に掲げるもののほか、労働者の雇入れを促進するために必要な事項
3 職業安定機関は、個人又は法人からの求めがあつた場合には、第一項の雇用促進計画の達成状況について確認し、当該雇用促進計画の期間の終了後の当該個人又は法人の雇入れの促進に資するよう、必要な助言その他の措置を行わなければならない。この場合において、職業安定機関は、当該個人又は法人からの求めに応じて、当該雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類その他雇入れの促進に資する書類を交付することができる。

4 雇用促進計画及び前項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類は、様式第五号によることができる。
(社会保険労務士法施行規則の一部改正)

第二条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年労働省令第一号)の一部を次のように改正する。
別表(第一条関係)第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)に係る申請等 附則第八条第一項の雇用促進計画の提出及び同条第三項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の交付の申込み
附則

この省令は、公布の日から施行する。

20082	メタケリル酸=1-エチルシクロペンタン-1-イル・メタケリル酸=6-シクロペンチル-4-オキソトリスチロ [4, 2, 1, 0, 7] ノナン-2-イル・メタケリル酸=2-(6-シクロペンチル)-4-オキソトリスチロ [4, 2, 1, 0, 7] ノナン-2-イル・メタケリル酸=2-オキソエチル・メタケリル酸=3-ヒドロキシトリスチロ [3, 3, 1, 1, 1, 1] チカン-1-イル・メタケリル酸=1-メチル-1-(トリスチロ [3, 3, 1, 1, 1, 1] チカン-1-イル) エチル共重合体	9—2558
20083	メタケリル酸シクロヘキシル・メタケリル酸=2-ヒドロキシエチル・メチル-6-ラクチン置付加物・2-(メタケリル酸シクロヘキシル(トリスチロ)置付加物)シクロヘキシル共重合体	9—2559
20084	メタケリル酸=チトラヒドロフラン-2-イル	8—(4)—1818
20085	メタケリル酸・メタケリル酸 (3-エチルオキセタン-3-イル) メチル・メタケリル酸=チトラヒドロフラン-2-イル・メタケリル酸=2-ヒドロキシエチル共重合体	9—2560
20086	メタケリル酸・メタケリル酸=2-エチルヘキシル・メタケリル酸=メタケリル酸・メタケリル酸シクロヘキシル置付加物	9—2561
20087	メタケリル酸・メタケリル酸シクロヘキシル・メタケリル酸シクロ [5, 2, 1, 0, 2] チカン-8-イル共重合体のメタケリル酸=2, 3-エポキシプロピル付加物	9—2562
20088	メタケリル酸・メタケリル酸=2-7-エノキシエチル・メタケリル酸・メチル共重合体のメタケリル酸=2, 3-エポキシプロピル付加物	9—2563
20089	メタケリル酸ピニル	2—(6)—1877
20090	メタケリル酸= (3R) —3-メトキシシロ	2—(6)—1878
20091	(3S) —3-メチルアセチル-1, 2-シカルボニル酸=1-ペンシロ=2-tert-チロ	8—(1)—3638
20092	2—(2-メチルシロチン-1-イル) チロ] 炭酸塩メチル	4—(7)—2356
20093	4-メチル-2-(トリスチロ [3, 3, 1, 1, 1] チカン-1-イル) フエノール	7—(2)—274
20094	trans-4—(4-メチルフエニル) —trans-4—(ペンタ-3-エト-1-イル) —1, 1-ビスチロヘキサン	7—(3)—863
20095	trans-4—メチル-trans-4—(ペンタ-3-エト-1-イル) —1, 1-ビスチロヘキサン	7—(3)—864
20096	6-メチル-2-(4-メチルシクロヘキサン-3-エト-1-イル) ヘキサ-5-エン-2-オールの未炭素添加反応生成物	3—(4)—690
20097	6-メチル-6-メトキシチロ (オキシ [3, 3, 1, 1, 1] チカン-1-イル) フエノール(メトキシ) シラジナル/オキシ(メトキシ) フエノール(メトキシ)	10—2673
20098	1—(1- (3-メトキシ-4-ヒドロフエニル) ヒドロジ-4-イル) —4-メチルピナチン	8—(2)—2342
20099	2—(2-メトキシピロ-2-イル) イミノメチル—4-メチル-6-(トリスチロ [3, 3, 1, 1, 1] チカン-1-イル) フエノール	7—(2)—275
20100	4-メトキシ-4-プロピルピロ-2-イル	7—(3)—865
20101	4-メトキシ-4-ペンチルピロ-2-イル	7—(3)—866
20102	4-エポキシ-4-ペンチルピロ-2-イル	4—(2)—879
20103	N—(4-エポキシフエニル) ビロジ-2-イル	8—(2)—2343
20104	N—(4-エポキシフエニル) ビロジ-2-イル	1—(3)—386
20105	リチウム=ビス (フルオロホルボニル) フニド	10—2674
20106	リチウム=ビス (フルオロホルボニル) フニド	1—(3)—387

○厚生労働省告示第百二二二号
薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十条第二項第五号の規定に基づき、都道府県知事の承認に係る医薬部外品(平成六年厚生省告示第百九十四号)の一部を次のように改正し、平成二十四年六月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあったあせも・ただれ用剤、うおのめ・たご用剤、かさつき・あれ用剤、カルシウム剤、喉清涼剤、ビタミン含有保健剤、ひび・あかぎれ用剤及び浴用剤の製造販売の承認については、なお従前の例による。

平成二十三年六月二十七日
厚生労働大臣 細川 律夫

第七号の次に次の八号を加える。

八 あせも・ただれ用剤(あせも・ただれの改善を目的として製造された外用剤であって、外用液剤又は軟膏剤の剤型のもの)

イ 有効成分の種類
含有する有効成分の種類は、別表第九の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合
(1) 別表第九のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
(2) 別表第九のII又はIIIに掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種とする。
(3) 別表第九のIVのA項からD項までに掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。
(4) 別表第九のVのB項に掲げるグリチルリチン酸二カリウム及びグリチルリチン酸は、同時に配合してはならない。

ハ 有効成分の分量
(1) 各有効成分の最大濃度は、別表第九の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度とする。
(2) 別表第九のIに掲げる有効成分を二種配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する濃度をそれぞれの最大濃度で除して得た数値の和が一を超えてはならない。
(3) 別表第九のIに掲げる有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の五分の一の濃度とする。
(4) 別表第九のIIからVまでに掲げる各有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の十分の一の濃度とする。

ニ 効能及び効果
効能及び効果の範囲は、あせも・ただれの緩和・防止とする。

九 うおのめ・たご用剤(うおのめ・たごの改善を目的として製造された絆創膏の剤型のもの)

イ 有効成分の種類
含有する有効成分の種類は、サリチル酸とする。

ロ 有効成分の分量
有効成分の分量は、サリチル酸として一〇パーセント以上五〇パーセント以下の範囲とする。

ハ 効能及び効果
効能及び効果の範囲は、うおのめ・たごとする。

十 かさつき・あれ用剤(手足のかさつき又はあれの改善を目的として製造された外用剤であって、軟膏剤の剤型のもの)

イ 有効成分の種類
含有する有効成分の種類は、別表第十の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合
別表第十のII, III又はIVに掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種とする。

ハ 有効成分の分量

- (1) 別表第十の I に掲げる有効成分は含有されなければならない。
- (2) 別表第十の I に掲げる有効成分の濃度は、一〇パーセントとする。
- (3) 別表第十の II、III 又は IV に掲げる有効成分の最大濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度とする。
- (4) 別表第十の II、III 又は IV に掲げる有効成分の最小濃度は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の最大濃度の欄に掲げる濃度の十分の一の濃度とする。

ニ 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、手足のかさつき又はあれの緩和とする。

十一 カルシウム剤(妊娠授乳期、発育期又は中高年期におけるカルシウムの補給に用いることを目的として、一種以上のカルシウムを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、散剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの)

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

- (1) 別表第十一の I に掲げる有効成分は含有されなければならない。
- (2) 別表第十一の IV の B 項に掲げる有効成分の配合は一種とし、同表の IV の E 項に掲げる有効成分の配合は二種までとする。

ハ 有効成分の分量

- (1) 各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十一の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄及び一日最小分量の欄に掲げる量とする。
- (2) 別表第十一の I に掲げる有効成分を二種以上配合する場合又は同表の IV の E 項に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

ニ 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、妊娠授乳期、発育期又は中高年期のカルシウムの補給とする。

十二 喉清涼剤(喉の不快感の改善を目的として製造された内用剤であつて、トローチ剤又はドロップ剤の剤型のもの)

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十二の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

- (1) 別表第十二の I 又は II に掲げる有効成分は含有されなければならない。
- (2) 別表第十二の I 又は II に掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ五種までとする。

ハ 有効成分の分量

- (1) 各有効成分の一日最大分量は、別表第十二の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量とする。
- (2) 別表第十二の I に掲げる有効成分を二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならない。
- (3) 別表第十二の I 又は II に掲げる有効成分の配合量の下限は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量の十分の一の量とする。ただし、たんを効能及び効果とするためには、同表の I に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量の二分の一以上が含有されなければならない。
- (4) 別表第十二の II に掲げる有効成分の配合量の下限は、当該有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄に掲げる量の二分の一の量とする。

ニ 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、たん及び喉の炎症による声がれ・喉のあれ・喉の不快感・喉の痛み・喉の腫れとする。ただし、別表第十二の I に掲げる有効成分のいずれか一種が配合されていない場合には、たんを効能及び効果としない。

十三 ビタミン含有保健剤(滋養強壯、虚弱体質等の改善及び肉体的疲労等の場合における栄養補給に用いることを目的として、一種以上のビタミンを主体とし製造された内用剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤又は内用液剤の剤型のもの)

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十三の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

- (1) 別表第十三の I、II 又は III に掲げる有効成分は含有されなければならない。
- (2) 別表第十三の I から VII まで、IX の B 項又は X の C 項若しくは J 項に掲げる有効成分の配合は、各区分又は各項目ごとにそれぞれ一種とする。
- (3) 別表第十三の VII に掲げる有効成分の配合は、二種までとする。
- (4) 別表第十三の X の K 項のグリチルリチン酸又はグリチルリチン酸ナトリウムを配合するものには、同表の XI のカンゾウと配合してはならず、また、同表の XI の加工ダイサン(オキソアミジン)は、同区分のニンニクと配合してはならない。

ハ 有効成分の分量

- (1) 各有効成分の一日最大分量及び一日最小分量は、別表第十三の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の一日最大分量の欄及び一日最小分量の欄に掲げる量とする。
- (2) 別表第十三の VII 若しくは X の G 項に掲げる有効成分を同一区分内若しくは同一項内で二種以上配合する場合は、当該有効成分を同一項内で二種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する一日分の分量をそれぞれの一日最大分量で除して得た数値の和が一を超えてはならず、かつ、それぞれの一日最小分量で除して得た数値の和が一以上でなければならない。

ニ 効能及び効果

効能及び効果の範囲は、滋養強壯、虚弱体質、肉体的疲労、病中病後の体力低下・食欲不振又は胃腸障害・栄養障害・発熱性消耗性疾患・妊娠授乳期又は産前産後等の栄養補給とする。ただし、別表第十三の IV 又は V に掲げる有効成分を配合する場合には、妊娠授乳期又は産前産後の栄養補給を効能及び効果としない。

イ 有効成分の種類

含有する有効成分の種類は、別表第十四の有効成分名の欄に掲げるものとする。

ロ 有効成分の配合割合

- (1) 別表第十四の I に掲げる有効成分の配合は、一種とする。
- (2) 別表第十四の II に掲げる d-カンフル及び dl-カンフル又は l-メントール及び dl-メントールをそれぞれ同時に配合してはならない。
- (3) 別表第十四の III の A 項、B 項及び D 項に掲げる有効成分の配合は、各項目ごとにそれぞれ一種とする。
- (4) 別表第十四の II に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの(二の(1)において「メントール・カンフル主剤製剤」という)には、同表の III の A 項に掲げる有効成分を配合してはならない。

区分	有効成分名	最大濃度
I	酸化亜鉛 カラミン	五〇% 五〇%
II	イソプロピルメチルフェニール フェニール	〇・一% 二%
III	d-カンフル dl-カンフル	一% 一%
IV	A項 ビタミンA油 B項 酢酸トコフェロール トコフェロール	二五〇〇国際単位パーグラム 〇・五% 〇・五%

別表第九
別表第八の次に次の七表を加える。

二 効能及び効果
効能及び効果の範囲は、あせも、荒れ性、打ち身、くじき、肩の凝り、神経痛、濕しん、しもやけ、痔、冷え症、腰痛、リウマチ、疲労回復、ひび、あかぎれ、産前産後の冷え症及びびびとする。

ハ 有効成分の分量
各有効成分の配合量の範囲は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げる有効成分ごとにそれぞれ同表の配合量の範囲の欄に掲げる量とする。

ロ 有効成分の配合割合
(1) 別表第十五のIに掲げる有効成分は含有されなければならない。
(2) 別表第十五のIIに掲げる有効成分は、合計で七十パーセント以上配合されなければならない。
(3) 別表第十五のIに掲げる有効成分のうち一種は、二十五パーセント以上配合されなければならない。

イ 有効成分の種類
含有する有効成分の種類は、別表第十五の有効成分名の欄に掲げるものとする。

十五 浴用剤（浴槽中に投入して用いられる外用剤）

タミンA E主剤製剤)の効能及び効果は、ひび、しもやけ、あかぎれ及び手足のあれの緩和とする。

ニ 効能及び効果
(1) メントール・カンフル主剤製剤の効能及び効果は、ひび、しもやけ及びあかぎれとする。
(2) クロルヘキシジン主剤製剤の効能及び効果は、ひび、あかぎれ、すり傷及び靴ずれとする。
(3) 別表第十四のIIIのA項及びB項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（ピタミンA E主剤製剤）の効能及び効果は、ひび、しもやけ、あかぎれ及び手足のあれの緩和とする。

ハ 有効成分の分量
別表第十四に掲げる有効成分を主体として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それぞれ同表の甲の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。

別表第十四に掲げる有効成分を主体以外の有効成分として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それぞれ同表の乙の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。

ニ 効能及び効果
(1) エルゴカルシフェロール
(2) パンテノール
(3) エルゴカルシフェロール

別表第十四のIのA項に掲げる有効成分のみを必須の成分として配合するもの（二の(2)において「クロルヘキシジン主剤製剤」という）には、同表のIのB項、IIのA項、C項、D項若しくはE項、V又はVIに掲げる有効成分を配合してはならない。

別表第十四に掲げる有効成分を主体として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それぞれ同表の甲の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。

別表第十四に掲げる有効成分を主体以外の有効成分として配合する場合、その最大濃度及び最小濃度は、それぞれ同表の乙の最大濃度の欄及び最小濃度の欄に掲げる濃度とする。

区分	有効成分名	一日最大分量	一日最小分量
I	クエン酸カルシウム グルコン酸カルシウム 炭酸カルシウム 沈降炭酸カルシウム 乳酸カルシウム 無水リン酸水素カルシウム リン酸水素カルシウム ボレイ末 石決明（アワビ殻）	六〇〇mg 六〇〇mg 六〇〇mg 六〇〇mg 六〇〇mg 六〇〇mg 六〇〇mg 六〇〇mg 六〇〇mg	三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg 三〇〇mg
II	アミノエチルスルホン酸 塩酸リジン	一〇〇mg 一〇〇mg	一〇mg 一〇mg
III	フマル酸第一鉄 炭酸マグネシウム 銅クロロフィリンナトリウム	三〇〇mg 一〇〇mg 一〇〇mg	三〇mg 一〇mg 一〇mg

別表第十一

区分	有効成分名	最大濃度(%)
I	尿素	一〇
II	d-カンフル dl-カンフル	—
III	酢酸トコフェロール トコフェロール	〇・五 〇・五
IV	グリチルリチン酸二カリウム グリチルリチン酸モノアンモニウム グリチルレチン酸	〇・五 〇・五 〇・三

別表第十

区分	有効成分名	最大濃度(%)
V	C項 エルゴカルシフェロール D項 パンテノール A項 クロタミトン B項 アラントイン イクタモール グリチルリチン酸二カリウム グリチルレチン酸	一〇〇〇国際単位パーグラム 一% 五% 二% 一・五% 〇・五% 〇・五%

(注) ビタミンA油の最大濃度は、ビタミンAに換算した量である。

別表第十二

II	I	区分	IV											
			A項	B項	C項	D項	E項	F項	G項	H項	I項	V		
アセニヤク ウイキョウ	オウヒ カンゾウ キキョウ シャゼンシ シャゼンソウ セネガ	有効成分名	硝酸チアミン	リボフラビン	塩酸ピリドキシン	シアノコバラミン	アスコルビン酸	アスコルビン酸カルシウム	アスコルビン酸ナトリウム	コレカルシフェロール	酢酸トコフェロール	L-システイン	ウルソデスオキシコール酸	ヨクイニン
			二五〇mg (一〇〇mg)	一二〇mg	一〇〇mg	六〇mg	五〇〇mg	五〇〇mg	五〇〇mg	一〇〇国際単位	一〇〇mg	一六〇mg	六〇mg	エキスの場合 一〇g 粉末の場合 三g
		一日最大分量 (g)	一g	二g	二g	一g	五〇mg	五〇mg	五〇mg	一〇mg	三〇mg	一〇mg	エキスの場合 一g 粉末の場合 〇・三g	一日最小分量

(注) 1 クエン酸カルシウム、グルコン酸カルシウム、炭酸カルシウム、沈降炭酸カルシウム、乳酸カルシウム、無水リン酸水素カルシウム、リン酸水素カルシウム、ボレイ末及び石決明(アワビ殻)の一日最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。
2 リン酸リボフラビンナトリウム、一日最大分量及び一日最小分量は、リボフラビンに換算した量である。
3 アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸ナトリウム、一日最大分量及び一日最小分量は、アスコルビン酸に換算した量である。
4 エキスの場合の量は、原生薬に換算した量である。

別表第十三

II	I	区分	III		
			有効成分名	一日最大分量	一日最小分量
酪酸リボフラビン	A項 B項	有効成分名	カロニン	エキスの場合 二	一
			ケイヒ	エキスの場合 五	一
酪酸リボフラビン	A項 B項	有効成分名	シヨウキョウ	エキスの場合 三	一
			ソウハクヒ	粉末の場合 一	一
酪酸リボフラビン	A項 B項	有効成分名	ソヨウ	エキスの場合 三	一
			チクセツニンジン	エキスの場合 二	一
酪酸リボフラビン	A項 B項	有効成分名	チンピ	粉末の場合 一・五	一
			ニンジン	エキスの場合 五	一
酪酸リボフラビン	A項 B項	有効成分名	イーメントール	粉末の場合 三	一
			ハツカ油	エキスの場合 六	一
酪酸リボフラビン	A項 B項	有効成分名	ユーカーリ油	粉末の場合 三	一
				〇・〇〇九	一
				〇・〇〇九	一
				〇・〇〇九	一

(注) エキスの場合の量は、原生薬に換算した量である。

I項	J項	K項	XI(生薬)	
			イ	ロ
ム	コンドロイチン硫酸ナトリウム	イノシトール	九〇〇略	一二〇略
	カフエイン	グリチルリチン酸	五〇略	五略
	無水カフェイン	グリチルリチン酸ナトリウム	五〇略	五略
		グルコン酸ナトリウム	四〇〇略	四〇略
		炭酸マグネシウム	二〇略	二〇略
		チオクト酸	一・二略	一・二略
		チオクト酸アミド	一・二五略	一・二五略
		デヒドロコロール酸	一五略	一・五略
		パンテチン	二〇略	二略
		ルチン	六〇略	六略
		アセンヤク	六〇略	六略
		ウイキョウ	粉末の場合 四五〇・五略	粉末の場合 四五略
		エソウコギ(エレウテロコック、シゴカ)	粉末の場合 一七・八略	粉末の場合 一・五略
		オウセイ	エキスの場合 二〇〇略	エキスの場合 二〇〇略
		加工ダイサン(オキソファミジン)	エキスの場合 二四〇略	エキスの場合 二四〇略
		ガラナ	粉末の場合 二〇〇略	粉末の場合 二〇略
		カンソウ	エキスの場合 五二五略	エキスの場合 五〇略
		クコシ	エキスの場合 五〇〇略	エキスの場合 五〇略
		ケイヒ	粉末の場合 一五〇略	粉末の場合 一五略
		コウジン	エキスの場合 二二〇略	エキスの場合 二〇〇略
		サフラン	粉末の場合 一五〇略	粉末の場合 一五〇略
		サンザシ	粉末の場合 二七略	粉末の場合 二略
		サンヤク	エキスの場合 三〇略	エキスの場合 三略
		シヤクヤク	エキスの場合 八〇〇略	エキスの場合 八〇略
		シユクシヤ	粉末の場合 三〇略	粉末の場合 三略
		シヨウキヨウ	エキスの場合 一二〇略	エキスの場合 一二略
		ジヨテイシ	粉末の場合 四七・五略	粉末の場合 四略
		セイヨウサンザシ	エキスの場合 一〇〇略	エキスの場合 一〇〇略
			エキスの場合 一五〇略	エキスの場合 一五略

(注)

- 1 括弧内の量は、一回最大分量である。
- 2 硝酸ビスチアミンの一日最大分量及び一日最小分量は、チアミンジスルフィドに換算した量である。
- 3 チアミンジセル硫酸エステル塩の一日最大分量及び一日最小分量は、硝酸又は塩酸チアミンに換算した量である。
- 4 塩酸ジセチアミン、ビスベンチアミン及びペンフォチアミンの一日最大分量及び一日最小分量は、塩酸チアミンに換算した量である。
- 5 塩酸フルスルチアミンの一日最大分量及び一日最小分量は、フルスルチアミンに換算した量である。
- 6 フラビニアデニンジヌクレオチドナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、フラビニアデニンジヌクレオチドに換算した量である。
- 7 リン酸リポフラビンナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、リポフラビンに換算した量である。
- 8 酢酸レチノール、バルチミン酸レチノール、ピタミンA油、肝油及び強肝油の一日最大分量及び一日最小分量は、ピタミンAに換算した量である。
- 9 エルゴカルシフェロール及びコレカルシフェロールの一日最大分量及び一日最小分量は、ピタミンDに換算した量である。
- 10 コハク酸dl-α-トコフェロールカルシウムの一日最大分量及び一日最小分量は、コハク酸dl-α-トコフェロールに換算した量である。

タイソウ	エキスの場合 七五〇略	エキスの場合 七五略
チヨウシ	粉末の場合 五〇略	粉末の場合 五略
チンピ	エキスの場合 一〇〇略	エキスの場合 一〇略
トウキ	エキスの場合 六〇〇略	エキスの場合 六〇略
トシシ	エキスの場合 三〇〇略	エキスの場合 三〇略
トチュウ	粉末の場合 五〇略	粉末の場合 五略
トチュウ	エキスの場合 六〇〇略	エキスの場合 六〇略
ニクジュヨウ	粉末の場合 五〇略	粉末の場合 五略
ニクジュヨウ	エキスの場合 二五〇略	エキスの場合 二五〇略
ニンジン	粉末の場合 五〇略	粉末の場合 五略
ニンジン	エキスの場合 三略	エキスの場合 〇・六略
ニンニク	粉末の場合 一・五略	粉末の場合 〇・三略
ニクジュヨウ	エキスの場合 四〇〇略	エキスの場合 四〇略
ムイラプアマ	エキスの場合 五五〇略	エキスの場合 五五略
モツコウ	粉末の場合 三〇〇略	粉末の場合 三〇略
ヤクチ	エキスの場合 七五〇略	エキスの場合 七五略
ヨクイニン	粉末の場合 一〇〇略	粉末の場合 一〇略
リュウガンニク	エキスの場合 一〇略	エキスの場合 一・〇略
ローヤルゼリー	粉末の場合 三略	粉末の場合 〇・三略
	エキスの場合 三〇〇略	エキスの場合 三〇略
	五〇〇略	五〇略

別表第十四

区分	有効成分名	甲		乙	
		最大濃度	最小濃度	最大濃度	最小濃度
I	A項	塩酸クロルヘキシジン	0.2%	0.1%	0.1%
	B項	液	0.2%	0.1%	0.1%
II	A項	イソプロピルメチルフェノール	—	—	0.1%
		d-カンフル	—	—	0.1%
III	A項	酢酸レチノール	—	—	—
		酢酸レチノール	—	—	—
B項	A項	バルチミン酸レチノール	—	—	—
		ビタミンA油	—	—	—
C項	B項	酢酸トコフェロール	—	—	—
		トコフェロール	—	—	—
D項	C項	リポフラビン	—	—	—
		塩酸ピリドキシン	—	—	—
E項	D項	ジバルチミン酸ピリドキシン	—	—	—
		エルゴカルシフェロール	—	—	—

- 11 塩酸ヒドロキシコバラミン及び酢酸ヒドロキシコバラミンの一日最大分量及び一日最小分量は、ヒドロキシコバラミンに換算した量である。
- 12 アスコルビン酸カルシウム及びアスコルビン酸ナトリウムの一日最大分量及び一日最小分量は、アスコルビン酸に換算した量である。
- 13 クエン酸カルシウム、グリセリン酸カルシウム、グルコン酸カルシウム、炭酸カルシウム、沈降炭酸カルシウム、乳酸カルシウム、リン酸水素カルシウム及び無水リン酸水素カルシウムの一日最大分量及び一日最小分量は、カルシウムに換算した量である。
- 14 クエン酸鉄アンモニウム及びフマル酸第一鉄の一日最大分量及び一日最小分量は、鉄に換算した量である。
- 15 エキスの場合の量は、原生薬に換算した量である。
- 16 トチユウの使用部位は、葉である。

別表第十五

区分	有効成分名	配合量の範囲(%)
I	塩化カリウム	0.1以上0.9以下
	塩化ナトリウム	0.1以上0.9以下
II	臭化カリウム	0.1以上0.9以下
	炭酸カルシウム	0.1以上0.9以下
III	軽質炭酸カルシウム	0.1以上0.9以下
	沈降炭酸カルシウム	0.1以上0.9以下
IV	硫酸アルミニウムカリウム	0.1以上0.9以下
	乾燥硫酸アルミニウムカリウム	0.1以上0.9以下
V	硫酸アルミニウムカリウム(乾燥)	0.1以上0.9以下
	硫酸鉄	0.1以上0.9以下

(注) 1 塩酸クロルヘキシジン及びグルコン酸クロルヘキシジン液の最大濃度及び最小濃度は、それぞれの濃度のグルコン酸クロルヘキシジンに換算した量である。
 2 酢酸レチノール、バルチミン酸レチノール及びビタミンA油の最大濃度及び最小濃度は、ビタミンAに換算した量である。

区分	有効成分名	配合量の範囲(%)
I	塩化カリウム	0.1以上0.9以下
	塩化ナトリウム	0.1以上0.9以下
II	臭化カリウム	0.1以上0.9以下
	炭酸カルシウム	0.1以上0.9以下
III	軽質炭酸カルシウム	0.1以上0.9以下
	沈降炭酸カルシウム	0.1以上0.9以下
IV	硫酸アルミニウムカリウム	0.1以上0.9以下
	乾燥硫酸アルミニウムカリウム	0.1以上0.9以下
V	硫酸アルミニウムカリウム(乾燥)	0.1以上0.9以下
	硫酸鉄	0.1以上0.9以下